

# 回 答 書

案件名称：令和6年度演劇鑑賞会企画運營業務委託

大阪市経済戦略局

※「質問内容」については、質問書に記載されていた内容（文言）をそのまま記載しております。

質 問 内 容 1	
<p>仕様書 4. 履行場所</p> <p>「大阪市立芸術創造館および大阪市中央公会堂を使用する場合、使用料の減免が可能」とありますが、使用料減免以外に、会場における公演告知などご協力をお願いすることは可能でしょうか。</p>	
	回 答
	<p>仕様書 7 (4) ①に加え、大阪市立芸術創造館及び大阪市中央公会堂にポスターやチラシを掲出・配架することは可能です。また、本市主催の事業においてチラシの挟み込みができる場合があります。</p>
質 問 内 容 2	
<p>会場について</p> <p>公演会場がまだ決定できておらず、会場候補（大阪市立子ども文化センターホール）は8月に抽選日がある為、申請日までに会場を決定することができません。抽選に外れた場合、会場変更や、会場の定員数が異なる為に、定員に増減が出るなどの変更は可能でしょうか？</p>	
	回 答
	<p>申請の段階においては、会場を決定している必要はありません。申請時点での候補という形でご提案いただき、受注後に本市と協議のうえ決定してください。集客見込み人数については会場の変更により影響を受けないように設定してください。</p>
質 問 内 容 3	
<p>申請団体について</p> <p>任意団体でも申請が可能でしょうか。その場合、印鑑登録は、代表の個人印を法務局に登録しているものでも可能でしょうか。また、申請団体は、法人化の予定です。申請後に法人化した場合、申請団体名が変更になる可能性があります、変更可能でしょうか？</p>	
	回 答
	<p>任意団体でも申請は可能です。参加申請の際に法人登記がない場合は、履歴事項全部証明書の代わりに定款その他の規約を提出してください。（募集要項 4 及び 6 (2) を参照)</p> <p>任意団体である場合、代表者の方の住所、氏名が記載された任意団体の定款その他の規約等と代表者の方の住所、氏名が証明可能な市町村発行の印鑑証明書を提出してください。</p> <p>参加申請以降に法人化された場合は変更申請が可能ですが、参加申請時点から事業を継承されたことが証明できる資料の提出が必要です。</p>
質 問 内 容 4	
<p>印鑑登録について</p> <p>個人事業主であっても、法務局に印鑑登録をしたものがあれば申請が可能でしょうか？</p>	
	回 答
	<p>可能です。</p>

質 問 内 容 5	
貸借対照表及び損益計算書について 任意団体ですが、会計は個人事業主として行っています。貸借対照表及び損益計算書がない場合、直近で提出した確定申告表などでもよろしいでしょうか？	
回 答	任意団体として貸借対照表及び損益計算書を作成していないなど財産の管理を行っていない場合は、任意団体として申請することができません。個人又は構成員個人からなる共同事業体として申請してください。